

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【公開番号】特開2016-16848(P2016-16848A)

【公開日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-007

【出願番号】特願2014-143253(P2014-143253)

【国際特許分類】

B 6 2 D 25/08 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 25/08 F

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月22日(2017.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両のエンジンルームと車室とを区画するダッシュパネルを備える車体前部構造において、当該車体前部構造はさらに、

前記ダッシュパネルに車室側から重なって該ダッシュパネルを補強するリンクフォースと

、
前記ダッシュパネルの車幅方向の両端部に取付けられていて該ダッシュパネルを支持する2つのダッシュサイドパネルとを備え、

前記リンクフォースは、前記ダッシュサイドパネルに車室側から重なっていて、

前記ダッシュパネルは、車幅方向の車内側に膨出していて車体前輪を収容するホイールハウスを含み、

前記リンクフォースの端部は、前記ホイールハウスに車室側から重なっていることを特徴とする車体前部構造。

【請求項2】

当該車体前部構造はさらに、

前記ダッシュパネルを車室内側に膨出させた第1ビードであって、該ダッシュパネルのうち前記リンクフォースに重なっている第1領域と該リンクフォースに重なっていない第2領域とを跨いで形成されている第1ビードと、

前記ダッシュサイドパネルを車室内側に膨出させた第3ビードであって、該ダッシュサイドパネルのうち前記リンクフォースに重なっている第3領域と該リンクフォースに重なっていない第4領域とを跨いで形成されている第3ビードと、

前記ホイールハウスを車室内側に膨出させた第5ビードであって、該ホイールハウスのうち前記リンクフォースに重なっている第5領域と該リンクフォースに重なっていない第6領域とを跨いで形成されている第5ビードとを備えることを特徴とする請求項1に記載の車体前部構造。

【請求項3】

当該車体前部構造はさらに、

前記ダッシュパネルの第1ビードに重なるように前記リンクフォースを車室内側に膨出させた第2ビードと、

前記ダッシュサイドパネルの第3ビードに重なるように前記リンクフォースを車室内側に

膨出させた第4ビードと、

前記ホイールハウスの第5ビードに重なるように前記リンフォースを車室内側に膨出させた第6ビードとを備えることを特徴とする請求項2に記載の車体前部構造。

【請求項4】

当該車体前部構造は、前記ダッシュパネルの上端部に車幅方向にわたって重なっていて該上端部から上方に向けて立ち上がるカウルアッパパネルをさらに備え、

第1ビードは、前記ダッシュパネルと前記カウルアッパパネルとが重なる部分まで延びていることを特徴とする請求項2または3に記載の車体前部構造。

【請求項5】

前記ダッシュパネルの第1領域は、前記リンフォースの上端部と重なる縦壁部を含み、

前記ダッシュパネルの第2領域は、前記縦壁部から後方斜め上に傾斜し前記カウルアッパパネルの下端部と重なる傾斜部を含み、

第1ビードは、前記縦壁部と前記傾斜部とを跨いで形成されていて、

第2ビードは、前記縦壁部と重なっていることを特徴とする請求項3または4に記載の車体前部構造。

【請求項6】

当該車体前部構造は、車体前輪のサスペンションを支持するストラットタワーの上面を構成するサスペンションアッパプラケットをさらに備え、

前記サスペンションアッパプラケットは、第1ビードと重なるフランジを有することを特徴とする請求項2から5のいずれか1項に記載の車体前部構造。

【請求項7】

当該車体前部構造はさらに、

前記ダッシュパネルから車両前方に延びる左右一対のサイドメンバと、

前記サイドメンバ間をつなぐように車幅方向に延びていて前記ダッシュパネルの下部にエンジンルーム側から重なるクロスメンバとを備え、

前記リンフォースは、前記ダッシュパネルを介して前記クロスメンバと重なっていることを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載の車体前部構造。